

〔羽林要秘抄〕朝觀行幸

左右次將副御輿略○註 左右、上臚次將見御座覆略○中 上臚次將不論昇南階西邊略○中 進簀子開輦戶

略 ○註 左廻進持御劔内侍下東也 跪先左膝内侍相居 取御劔左廻進跪入御輿前方柄右刃外此間 歸向北跪

取弓候簀子東面 即乘御輿略○中 左右將監昇西階昇下大刀契櫃或閉輦 置弓取御草鞋給東豎子藏

頭候御裾時 進跪先右 取璽内侍下取璽右廻進跪入御輿御劔柄 閉輦戶此間他次將 跪取弓退下立弓退下

〔門室有職抄〕輿乘下事

四方輿ニハ、自傍下乘左右任意 若自傍無便ニハ、自前可下之、四方輿ノ簾ヲバ、前へ一面揚之、三面ハ人

相遇之時下ス、有煩故也云々、

〔貞丈雜記輿七〕一車には後より乗りて、前より下る事にて候盛衰記卅三、木曾院參ノ條ニ見 輿には前より乗りて、

前より下るなり、

〔今川大雙紙下〕馬に付て式法之事

一御こしよする事、妻戸の左を賞翫するは常の儀也、さてよめどりの御こしは、のりたる人の右

を賞翫するなり、右と云は、乗手のためには左也、然るに大方輿をよするには、役人とのばら兩

方にねり寄て、左右に膝まづきて、妻戸を押ひらきて、さて御輿の中へ目を見入らずして、長柄を

執て、其時力者綱をはづしてまいる也、又長柄に執付とき、力者さしよる也、さて兩方のとびら

を押よせて、まさりてかしくまる也、のり給ひて後、うしろ妻戸をほとくとた、き給ふ時、則

左右の役人、妻戸を開て長柄を取、然ばりき者心得て、御こしを引出す也、其後左右の長柄を力

者に請取せて、手を付て片手にて妻戸を押とづる也、さて妻戸のちやう木のある方を上手と

云也、御こしをよするをばいさするといふ也、

一御こしよするには、女には右のあがり、男には左の上りなり、輿をよする時、殿原はつなの上へ